

1 地域包括ケアシステムの構築に向けた取組みについて

今後の高齢化の進展を踏まえ、介護保険制度の運営だけでなく、全ての地域資源を活用し、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が求められています。

このため、地域支援事業の見直しが予定されており、本市においては、来年度に策定する次期高齢者保険福祉計画に具体的な施策・事業を位置付ける予定です。

(1) 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の見直し

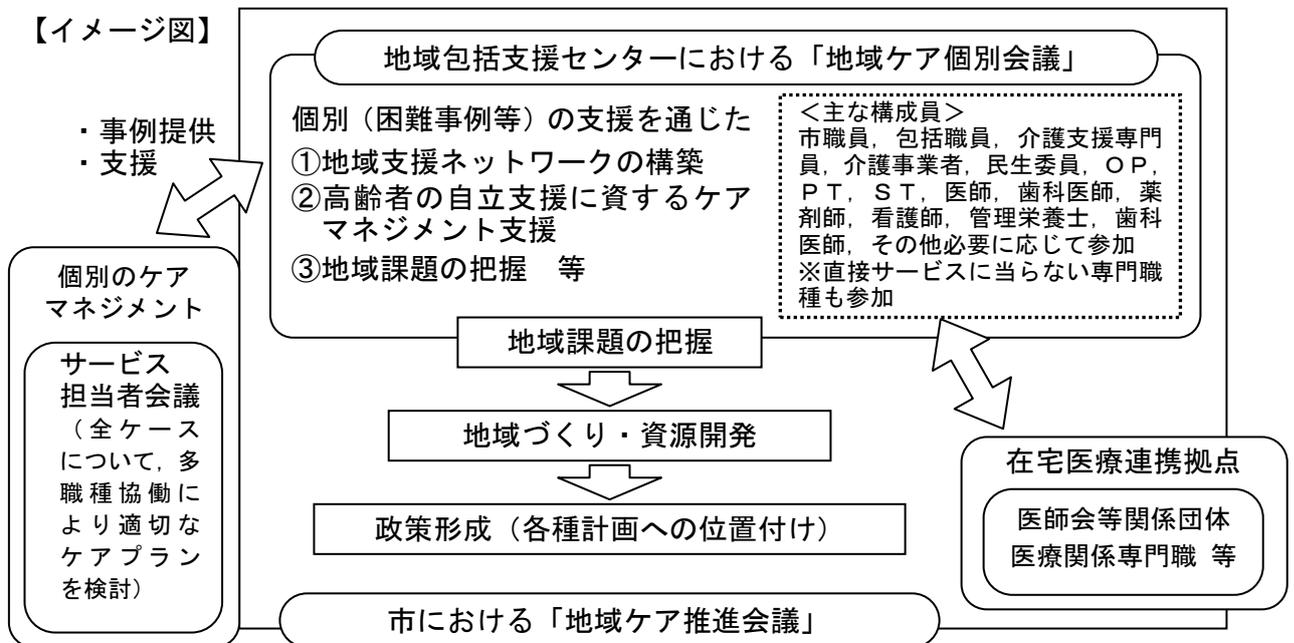
- |                    |                   |
|--------------------|-------------------|
| ア 在宅医療・介護連携の推進     | イ 認知症施策の推進        |
| ウ <u>地域ケア会議の推進</u> | エ 生活支援サービスの充実・強化  |
| オ 介護予防の推進          | カ 地域包括支援センターの機能強化 |

(2) 地域ケア会議の開催に向けた取組み

地域包括支援センターにおける「地域ケア会議」は、個別事例の検討を通じて、多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワーク構築につなげるものです。

今年度は、4つの地域包括支援センターにおいてモデル事業を実施しており、来年度からは各センターで実施することを予定していますので、各事業所・施設においてもご承知いただき、会議の推進にご協力をお願いします。

【イメージ図】



## 2 有料老人ホーム等の設置について

### (1) 有料老人ホームの設置

有料老人ホームの開設には、事前相談から事業開始報告書の提出まで、いくつかの手続きが必要です。

老人福祉法、福山市老人福祉法施行細則、福山市有料老人ホーム設置運営指導指針及び福山市有料老人ホーム設置運営指導要綱に基づき、必要な手続きを行ってください。

また、事業開始後も事業内容の変更等を生じた場合は届を提出してください。

#### 届出相談窓口

・長寿社会応援部 高齢者支援課 企画担当

(TEL: 084-928-1064)

### (2) サービス付き高齢者向け住宅

サービス付き高齢者向け住宅の開設についても、事前相談から事業開始報告書の提出まで、いくつかの手続きが必要です。

高齢者の居住の安定確保に関する法律等の関係法令、広島県サービス付き高齢者向け住宅事業登録事務取扱要領に基づき、必要な手続きを行ってください。

また、事業開始後も事業内容の変更等を生じた場合は届を提出してください。

#### 登録相談窓口

・建築部 住宅課 管理担当

(TEL: 084-928-1101)

・長寿社会応援部 高齢者支援課 企画担当

(TEL: 084-928-1064)